

平成 27 年 7 月 21 日

第 7 回 定例会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 6 回 枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 7 年 7 月 2 1 日 (火)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 3	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
3	4 4	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
4	4 5	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)について
5	4 6	農地法第 3 条許可申請について
6	4 7	農地法第 5 条許可申請について
7	4 8	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
7 月 21 日	午後 3 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 6 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 6番 神門 達也 (公選)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 27 年第 7 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

11 番俵積田義信委員、12 番瀬戸口委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 あっせんでございます。

日程第 2 号議案第 43 号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

名簿登録番号〇〇地区 22 号、〇〇〇〇さんは、〇〇町にお住いの野菜複合型の認定農家で経営面積は 2,000a、作付け面積は 2,600a でございます。

農業労働力は 3 人でございます。

以上は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載するものでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

13 番(畑野委員) この〇〇〇〇さんの住所ですが、〇〇町にお住いですかね今。

事務局 〇〇町にお住いで、集落は〇〇ということでこのように記載しました。

13 番(畑野委員) はい、わかりました。

議長 他にございませんか。

12 番(瀬戸口委員) そうした場合の名簿登録の番号は〇〇町の番号なんですか。それとも〇〇の番号になるんですか。

事務局 〇〇地区です。認定審査会の中でも確認済です。

議長 他にありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載の、〇〇地区名簿登録番号 22 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 合意解約でございます。

日程第3号議案第44号農地法第18条第6項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は2ページから9ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号16号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号17号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号18号から29号は中間管理事業申請のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇外11名、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇〇〇外11名でございます。

整理番号30号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては畑が72筆で131,802㎡でございます。

以上は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12番(瀬戸口委員) 合意解約については異論はないんですが、中間管理事業の件でちょっとお聞きしたいんですが、全体の説明の中ではすでに貸し借りしている農地は対象でなく、農振地域内の自分名義の自作地と説明を受けたんですが、中間管理事業が中に入ることによって今後そういうことが可能になってるんですか。

事務局 ここに出ている合意解約につきましては、地域集積協力金の関係で、これについては合意解約をして中間管理機構に貸し付けるという方法でも、協力金の対象になる分です。今回合意解約が出たところです。

で、前の個人の関係っていうのは、利用権設定してたぶんについては、対象にならないというのがありましたけども、これはまた地域の関係で、対象になる分で申請にあがってきたところです。

12番(瀬戸口委員) 再度確認しておきたいんですが、協力金には3つの種類の協力金がありましたけど、今回上がってきた分については、地域集積協力金を前提とした中間管理事業への取り組みだというふうに理解を正しいのでしょうか。

事務局 はい、そのとおりです。地域集積協力金です。

8 番（城森委員）農地中間管理け、これによって地区の何%が集積が出来て、その地域協力金ですね、いくら支払えるんですか。

事務局 面積に応じて、その集積する割合に応じて単価は変わってくるんですけども、10ha を超える集積ということで、その単価については集積の面積がですね、2 割を超えて 5 割以下ということになると、27 年度までは 10 a あたり 2 万円、それから 5 割から 8 割が 2 万 8 千円、8 割を超えれば 10 a あたり 3 万 6 千円というこの単価に、集積された面積をかけた額が支給の対象になるということになります。

8 番（城森委員）全体面積がいくらで、そのうちのどれが集積できたかという結果ですか。

事務局 ですね、全体のくくりを出して、その中でどれだけ集積できたかという割合に応じて単価が決まっています。かける面積ということです。

8 番（城森委員）具体的な数字は教えてもらって差し支えないの。

事務局 この集積関係については農政課と共同でやってる関係で、今合意解約が必要な部分があがってきたところでありまして、全体的な数字というのはまだ集約中ということでございます。

8 番（城森委員）えーとまあこの中にですよ、4 ページから 5 ページなんですよ、各番号によって内容が違うと思うんですよ。

例えば同じ住所じゃなかったりしますよね、これは多分家族内でも設定したと思うんですけど、住所が違ったりしますよね、その具体的な中身は説明してもらえないですかね、関係について。

事務局 何番と何番ということですか。

8 番（城森委員）21 番と 22 番と 23 番。

事務局 21 番については住所が同じ、これは親子関係で農業者年金の関係で利用権設定が入っていた分です。

22 番、ここも親子関係ですね。

23 番、ここも親子です。年金の関係で利用権設定が入っていた分です。

8 番（城森委員）この事業によって集積っていう本来の目的がありますよね、農地中間管理機構の。

その集積っていう面ではやはりそういう効果が実際上がってるんですか。

ようは分散した土地を把握して、それがあある土地へ集約できてるっていう効果があらわれてるんでしょうか。

事務局 今申請途中ですので、どういう効果がというのは今からのことになるんですけど、これを集積することによって協力金をいただくと、その利用方法については地域の話し合いの中で決められるということですので、これを活用して地域の活性化につなげていくという狙いで申請をしてるところでございます。

議長 他にございませんか。

11 番（俵積田義信委員） そうすると地域協力金だけですか，個人的には補助金は行かないの。

事務局 今あがってきた関係については，地域集積協力金の関係です。

でまあ利用権設定が入ってますので，この方が中間管理機構に貸して協力金が出るという対象にはならないということです。

でもまあ，今回の合意解約以外のところで経営転換型の分とか，利用権設定がたまたま入ってなくて，他者に貸し付けるということで協力金の対象者っていうのはぼつぼつ農政課と話の中でもあがってる状況にはあります。

議長 よろしいでしょうか。

他にありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 3 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての，整理番号 16 号から 30 号については，報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第 44 号については，報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 4 号，農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）についてを，議題といたします。

それでは，まず，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 4 号，議案第 45 号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）についてご説明申し上げます。

議案書は 10 ページになります。地籍図については 11 ページになります。

申請人は〇〇町〇〇番地農事組合法人〇〇〇〇理事〇〇〇〇さんでございます。養豚業を営んでいます。

今回の申請地は〇〇町〇〇番〇で 907 m²，〇〇牧場の敷地内の西側に位置します。

登記地目は，牧場で平成 24 年 12 月に非農地判断した土地です。

現在農業用車庫が不足しており，飼料運搬用車庫として利用します。

農用地区域の利用上の支障，集団性の保持，担い手に対する利用集積への影響は軽微であり，農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ないものと思われ
ます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に，調査結果について，調査員の報告をお願いします。

駒水委員。

3 番（駒水委員）整理番号 22 号について報告します。

変更後の用途は農業用施設です。

4月10日事務局と中村さん、私と本人立会いのもとで調査いたしました。

調査地は、平成24年12月に農業委員会が非農地判断した農地であり、運搬用トラック及び飼料用トラック、ユンボなどの倉庫がないということで転用するというのでなんら問題ない申請ではないかと思われまます。報告を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

事務局 1点だけ補足させていただきます。

この土地につきましては非農地判断をしてるところでございまして、今回は農振地域に入っている部分の利用の変更ということで、転用は今回は関係しておりませんので念のために補足しておきます。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第4号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)について整理番号2号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御意義なしと認めます。

よって、議案第45号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は7件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号14号

整理番号14号の申請地は、〇〇町〇〇、田、435㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、58歳、大阪市〇〇区にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、64歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでありまます。

譲渡人申入れによるものであります。

整理番号14号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えまます。

整理番号14号の申請地については15ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇公民館より北側約240mに位置しまます。

続きまして、整理番号15号

整理番号15号についてご説明申し上げます。

整理番号15号の申請地は、〇〇町〇〇番〇、田、96㎡・〇〇町〇〇番、田、416㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、58歳、大阪市〇〇区にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、63歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

譲渡人申入れによるものであります。

整理番号15号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号15号の申請地については17ページに掲載してあります。

申請地は、株式会社〇〇〇〇加工場より南側約171mに位置しています。

続きまして、整理番号16号

整理番号16号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、1,251㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、70歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、64歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

譲渡人は譲受人の兄にあたります。

整理番号16号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号16号の申請地については19ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇町〇〇〇〇より北側約46mに位置します。

続きまして、整理番号17号

整理番号17号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、512㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、90歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、66歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の経営規模の拡大ということでもあります。

整理番号17号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号17号の申請地については21ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇公民館から北西側約233m及び〇〇〇〇橋より南西80mに位置します。

続きまして、整理番号18号

整理番号18号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、460㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、66歳、大阪府〇〇市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、65歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の営農拡大ということでもあります。

整理番号18号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号18号の申請地については23ページに掲載してあります。

申請地は〇〇町・県道〇〇〇〇線沿い〇〇〇〇〇〇から西側へ約130mに位置しています。

続きまして、整理番号19号

整理番号 19 号の申請地は、〇〇町〇〇番，畑，983 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，92 歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，60 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与，譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の母にあたります。

整理番号 19 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 19 号の申請地については 25 ページに掲載してあります。

申請地は〇〇〇〇の茶工場から南東側へ約 50m に位置しています。

続きまして，整理番号 20 号

整理番号 20 号の申請地は，〇〇町〇〇番〇，畑，373 m²・〇〇町〇〇番，畑，477 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，農業兼パート従業員，60 歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，71 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，労力不足，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号 20 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 20 号の申請地については 27 ページに掲載してあります。

申請地，〇〇町〇〇-〇は，〇〇小学校から南側約 134m 及び〇〇集落内〇〇墓地の東側道路向かいに位置しており，申請地，〇〇町〇〇は，〇〇小学校から南側約 237m 及び〇〇墓地の南側道路向かいに位置します。

整理番号 14 号から 20 号においては，いづれも，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に調査結果について，調査員の報告をお願いいたします。

まず整理番号 14 号及び 15 号を，沖園委員にお願いします。

7 番（沖園委員）整理番号 14 号並びに 15 号について調査結果を報告いたします。

さる 7 月 4 日，まず整理番号 14 号ですが，7 月 4 日譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと調査を行いました。

譲受人は〇〇集落の水稲及び甘しょを栽培する認定農家でございます。

譲渡人は大阪市に居住する市外の方であります。

当該申請地は〇〇公民館から約 240m 北側に位置し，譲受人が平成 10 年より水稲を耕作している水田となっております。

東側は市道，その周囲は水田地帯でございます。

なお今回譲渡人の無償譲渡の申し出で譲受人が受贈し，申請がなされたものですが，譲受人は取得後も継続して水田として利用する計画で，本件の権利取得に

より周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は無いものと考えております。

続きまして整理番号 15 号について申し上げます。

さる 7 月 4 日同日に譲受人の〇〇〇〇さんの立会いのもと調査を行いました。譲受人は〇〇集落の水稲及び甘しょ、大根等を栽培する中核的農家であります。譲渡人は整理番号 14 号に同じく、大阪市に居住する市外の方でございます。申請地〇〇番〇及び〇〇番は株式会社〇〇〇〇から約 170m 南に位置しており、譲受人が平成 2 年より一体的に水稲を耕作している水田となっております。また申請地の東側は宅地、西側が水路となっておりますが、周囲は水稲を耕作している水田地帯となっております。

なお今回、譲渡人の無償譲渡の申し入れで譲受人が受贈する申請が出されたものですが、譲受人は取得後も継続して水田として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号 16 号を、畑野委員にお願いします。

13 番（畑野委員）整理番号 16 号について報告いたします。

7 月 7 日に譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は〇〇集落にお住いの農家でございます。

譲渡人は譲受人の実兄にあたりまして、鹿児島市にお住いで、農業には従事しておりません。

申請地は、〇〇集落に〇〇〇〇がありますけど、市道を挟んで西側に位置し、東側西側は市道、南側は不耕作の畑、北側は宅地でございます。

申請地は昨年まで親戚の方が甘しょを作付けしておりましたけれども、現在は草刈等をしてきれいに整地されておりました。

取得後は譲渡人が甘しょを中心に、野菜を作付けする計画でありまして、なんら問題のない申請ではないかと思われまます。

以上です。

議長 続きまして、整理番号 17 号を、桑原委員にお願いします。

9 番（桑原委員）整理番号 17 号について報告いたします。

7 月 2 日譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇住宅で野菜を栽培している農家です。

申請地は〇〇町の〇〇〇〇橋より南西 80m に位置し、北側は畑、東西側は宅地、南は道路です。

権利取得後は野菜を栽培する計画であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われまます。

以上です。

議長 続きます、整理番号 18 号及び 19 号を、中原委員にお願いします。

5 番（中原委員）整理番号 18 号について報告いたします。

7 月 2 日に譲受人の〇〇〇〇さんの立会いのもと現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇集落の茶農家です。

申請地は〇〇〇〇の〇〇〇〇の西約 30m に位置する基盤整備の実施されていない集団的な農地です。

北側、西側、東側、南側もすべて茶畑です。

申請地は譲受人が 35 年前から茶畑として利用しており、権利取得後も周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

19 号について報告いたします。

7 月 1 日、譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと、現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇集落の茶農家です。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、贈与であります。

申請地は〇〇公園より南側に 50m に位置しております。

北側は譲受人の茶畑、西側は市道、南側東側は茶畑です。

申請地は譲受人が 35 年前から茶園として利用しており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 続きます、整理番号 20 号を、俵積田広昭委員にお願いします。

10 番（俵積田広昭委員）整理番号 20 号について報告いたします。

7 月 3 日、譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇集落に居住する、甘しょを中心に栽培する畑作農業者であり、妻と農業に従事しています。

申請地は〇〇地区内にあり、〇〇集落内〇〇墓地から東側約 6m に位置する集団的な農地です。

周辺は、東側と南側が甘しょ畑、北側に住宅があり、西側は市道となっております。

それに伴ってもう一件、これも申請地は〇〇地区内にあり、〇〇集落内〇〇墓地から南側約 5m に位置する集団的な農地です。

周辺は東側西側南側が甘しょ畑です。北側が市道となっております。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12 番（瀬戸口委員） 整理番号 18 について質問したいんですが、譲受人は〇〇集落で茶業を開く大規模農家でありますけども、もしこの方が認定農家であれば、農地法 3 条による農地取得でなく農地基盤強化法の所有権移転によって農地の取得ができたと思いますし、それなりの優遇措置が受けられると思います。

ですので、今後はこういう方が申請に出てきた場合は認定農家というのも含めて今後に向けて優遇措置が受けられるような指導をしたらと思いますがどうでしょうか。

事務局 今のご指摘でございますけど、ここの 18 番につきましては土地自体は農振農用地地区でございましたが、〇〇〇〇さん自体が認定農家で登録をされていないということで基盤強化法に該当しなかったという経緯がございます。

今後基盤法に該当するかどうかというのは申請があった時点でしていきたいと思っておりますので、ご指摘のとおりしていきたいと思っております。

以上です。

12 番（瀬戸口委員） ここに来る前に農政課の方に聞いて認定農家じゃないちゅうのは調べてきたわけですけど、ですので私が言いたいのは認定農家になればこういう優遇措置がありますよというのを再度説明して認定農家になるような指導をしていただきたいということであります。

以上です。

議長 他にございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 3 条許可申請の整理番号 14 号から 20 号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農地法第 5 条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件で、所有権の移転に関する申請が 4 件です。

整理番号 23 号

整理番号 23 号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，507 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいで狭いため，申請地に住宅を建てたいため。」と

のことです。

申請地は、19 ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇より北東側 115m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 1.4ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画面積は 507 m² ですがのり面を除く有効利用面積は 433.38 m² と問題のないものと思われま

す。申請地は、西側 1.8m 及び東側 2.5m の高低差のある不耕作地であり、北側及び西側は道、東側及び南側は農地です。

一般住宅転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみで道路出入口口として西側にスロープを設けるとのことです。

農地境界には、ブロック塀を施し、周辺土地へ土砂雨水等が流出するのを防止する計画です。

建物は高さ 3.5m の平屋であり、農地境界より 3.6m 以上控えて建築し、生活排水は合併浄化槽で処理後西側道路側溝に排水する計画です。

雨水についても、自然流下及び西側・側溝へ放流により処理することです。

続きまして、整理番号 24 号

整理番号 24 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、231 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

コンビニ店・〇〇〇〇店から西側約 213m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 231 m² で問題ないものと思われま

す。申請地の西側は雑種地その外周囲は宅地であり、隣接する農地はありません。一般住宅転用にあたり、造成は、0.3m の盛土をし、西側雑種地は建物の一部及び通路として、一体的に利用する計画です。

境界には、ブロック積みを施し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び東側雑種地を経て北側市道・側溝へ放流により処理することです。

建物は高さ 7m の二階建てであり、隣地境界から 1.2m 程度以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないようにする計画です。

続きまして、整理番号 25 号

整理番号 25 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，180 m²です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，宅地建物取引業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，宅地建物取引業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「静かな住宅地内にある土地で，日当たりも良いので建売住宅 1 棟を建築し販売したい。」とのことです。

申請地は 33 ページに掲載してあります。

県道〇〇〇〇線沿いクリーニング店〇〇〇〇から南側 123m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 180 m²で問題ないものと思われれます。

申請地の北側及び南側は宅地，西側は畑，東側は道です。

一般住宅転用にあたり，造成は，現状のままで，整地のみで道路出入り口として東側にスロープを設ける計画です。

境界には，ブロック積みを施し，周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については，自然流下及び東側道路・水路へ放流により処理することです。

建物は高さ 5.7m の平屋であり，隣地境界から 1.0m 程度以上控えて建築し，日照通風等支障を及ぼさないようにする計画です。

整理番号 26 号

整理番号 26 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，942 m²外 1 筆，合計 1628 m²です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職，〇〇〇〇さん，無職，です。

譲受人は〇〇〇〇さん，鯉節製造会社役員です。

転用目的は貸薪置場です。

申請事由は、「譲受人が代表取締役をしている鯉節製造業会社の所有している薪置場が，規模拡大により手狭になったので，申請地を購入し自分の会社に貸し与えたい。」とのことです。

申請地は 35 ページに掲載してあります。

国道〇〇号線沿い〇〇町・〇〇〇〇店から東側約 79m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は JR〇〇〇〇駅より 484m 西側に位置しており，500m 以内農地に該当するため第 2 種農地と判断します。

転用目的は貸薪置場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 1628 m²で問題ないものと思われます。

申請地の北側は畑及び原野, 東側は畑及び雑種地, 南側は原野, 西側は畑です。

申請地は耕作されず, 原野及び遊休地化した農地です。

造成は, 現状のままで整地のみです。

貸薪置場転用にあたり, 境界には土留用の擁壁及びブロック塀を設け, 周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

雨水については, 自然流下及び南側にトラフを設置し, 道路側溝へ放流により処理するとのことです。

構築物もなく, 日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

整理番号 23 号から 26 号においては, いずれも, 被害防除計画, 資金調達計画も適正であり, やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に, 現地調査の結果について調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 23 号から 25 号までを中村委員にお願いします。

2 番 (中村委員) 現地調査の結果を報告します。

まず, 整理番号 23 号について報告いたします。

7 月 10 日に駒水委員, 事務局の駒水係長, 前原さんと 4 人で現地調査を行いました。

整理番号 23 号の申請地は〇〇公民館の西約 200mにある農地であります。

転用目的は一般住宅です。

申請地は東及び北側が市道に面しております。

建物の高さは約 3.5m程度の平屋であり, 隣地境界から 3.6m程度控えて建築し, 日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

また, 西側南側は畑になっており, 畑の境界にはブロック塀を設置するとのことです。

生活排水は合併浄化槽処理で, 雨水は北側市道側溝に流すとのことであります。

その他被害防除計画も適正であり, やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして, 整理番号 24 号について報告いたします。

同じく 7 月 10 日に現地調査を行いました。

申請地は〇〇〇〇の南西約 100mにある都市計画区域内に位置する住宅地に囲まれた農地であります。

転用目的は一般住宅です。

約 30cm程度盛土を行う計画で, 西側の共有名義の雑種地を取得し, 建物及び通路として利用する計画であります。

境界より 1.2m程度控えて建築するため, 日照通風等支障を及ぼす恐れはないと思われます。

生活排水は下水道処理, 雨水は北側市道側溝に流すとのことであります。

被害防除計画等も適正であり, やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 25 号について報告いたします。

これも同じく 7 月 10 日に現地調査を行いました。

申請地は〇〇町の〇〇〇〇の南約 120m にある都市計画地域内にある農地です。

申請地の東側は市道に面しており、北及び南側は宅地、西側が農地になっております。

農地の境界はブロック塀を設置し、土砂雨水等が流れないように措置することです。

隣地境界から 1.5m 程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

生活排水は下水道処理、雨水は東側市道側溝に流す計画であります。

その他被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号 26 号を、駒水委員にお願いします。

3 番（駒水委員）整理番号 26 号について報告します。

転用目的は貸薪置場。

7 月 10 日調査いたしました。

現地は〇〇〇〇店の東約 50m に位置しています。

〇〇さん立会いのもとに現地調査を行いました。

申請人は〇〇〇〇の鯉節製造会社で、薪置場が足りない、手狭になったということで現地を求め、現地に薪置場を設置することです。

東側はブロック塀がされており、南側はトラフ設置をし、国道に雨水を排水することです。

薪置場なので高さが 1m50 くらいで、周囲に影響がないと思われま

す。以上で終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 23 号から 26 号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 7 号、農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第48号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は36ページ37ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号114号から129号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外15名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外22名で、設定面積は田が5筆の1,665㎡で、畑が26筆の38,404㎡で、樹園地が10筆の12,823㎡ございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は38ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号7号、譲渡人は神戸市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町の〇〇〇〇さん、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は、1筆で、562㎡、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

整理番号8号、譲渡人は大阪府にお住いの〇〇〇〇さんで、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんでございます。農地売買等事業による、訂正です、理由のところが農地売買ではございませんで、認定農業者による規模拡大でございます。訂正をお願いします。による所有権移転で、移転面積は1筆で、1,046㎡、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号114号から129号までと、所有権移転の整理番号7号及び8号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第48号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第48号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、8月10日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会い

たします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後 4 時 05 分閉会